

**Q1 本市が発注する建設工事において週休2日制を実施する必要性は。**

A1 建設業において、就業者の高齢化と担い手不足が進行するなか、若手技術者の確保・育成が重要な課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められています。

一方、改正労働基準法に基づき、令和6年4月からは建設業においても時間外労働の上限規制が罰則付きで適用されることを踏まえ、建設業における働き方改革に対応していく必要があることから、本市発注工事において、週休2日に取組むこととしています。

**Q2 週休2日制の対象外となるのはどのような工事か。**

A2 週休2日制の対象外となるのは、以下のような工事です。

- ①対象期間（現場着手日～現場完了日）が4週間未満の工事
- ②緊急性がある工事
- ③市が週休2日制工事に適さないと判断した工事

工事の例としては、「非出水期工事等、工事に制限がある」「関連工事の影響で、工程に余裕がない」等が挙げられます。

なお、公告段階で完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の対象としていない工事（特記仕様書に週休2日制工事等とする旨の記載がない工事）について、契約後にこれを適用することはできません。

**Q3 完全週休2日制工事と週休2日制工事との違いは。**

A3 「完全週休2日制工事」は、原則として対象期間内の全ての週の土曜日、日曜日及び祝日に休工（現場閉所）を実施する工事であり、「週休2日制工事」は、対象期間内で毎週いずれかの日に2日間以上の休工を実施する工事です。

形式	完全週休2日制工事	週休2日制工事
休工対象日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則土曜日、日曜日及び祝日</li> <li>・地元条件により土曜日又は日曜日に作業を行い、同一週で振替休工を取得した場合は休工として扱う。</li> <li>・天候（降雨・積雪等）により土曜日又は日曜日に作業を行い、振替休工を取得した場合は休工として扱わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日及び祝日にかかわらず、対象期間の全日数の28.5%（7分の2）以上の日数</li> <li>・天候（降雨・積雪等）により休工した日は休工として扱う。</li> </ul>

<b>工事成績評定での加点条件</b>	完全週休2日取得率（対象期間の全週間数に対する土日を休工とした週間数の割合）が70%以上かつ休日取得率（対象期間の全日数に対する休工日数の割合）が28.5%（7分の2）以上の場合、工事成績評定において評価	休日取得率が28.5%（7分の2）以上となった場合、工事成績評定において評価
---------------------	--	--

**Q4 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日休工として扱われるか。また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で休工を計画した場合、合わせて1日休工として扱われるか。**

A4 原則として、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日休工は扱いません。例えば、月曜午後から火曜午前までの連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うと考えられるため、休工日として扱いません。

月曜日		火曜日	
午前	午後	午前	午後
施工（出勤） 0.5日	休工 0.5日	休工 0.5日	施工（出勤） 0.5日
← 24時間以上休工 →			
稼働日扱い		稼働日扱い	

※ 上記の場合、月曜日・火曜日ともに『出勤』するため、24時間以上の連続した休工を行っても閉所日ではない。

**Q5 その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取り扱いはどうなるか。**

A5 「休工」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば休工日として取り扱います。

**Q6 休工状況の確認にあたっては、どのような証明が必要か。**

A6 打合せ日等を利用し、実施工程表等により受発注者で休工状況の確認を行います。実施工程表に虚偽の記載があった場合は、ペナルティの対象となります。

**Q7 週休2日の確保を理由に工期延長は認められるか。**

A7 当初の工期は週休2日を見込んであるほか、天候不良による不稼働日、準備・後片付け期間等を考慮し設定しているため、認められません。地元条件等受注者の責によらない理由で工期延長が必要となった場合は、従来どおり工期延長の協議をしてください。

**Q 8 工期延長した場合の週休 2 日の対象期間の考え方は。**

A 8 延長した期間についても、決定した週休 2 日制の形式で取組を実施してください。

**Q 9 年末年始及び夏季休暇の前後に、集中して休工を実施した場合は、休工日数として扱われるか。仮に年末年始 8 日間と夏季休暇 5 日間とした場合、どちらも 2 日間は休工として扱われるか。**

A 9 対象期間には、夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間については含まないことになっています。

対象期間の除外規定以外に休工した 2 日間は対象期間に含まれるため、どちらも休工として扱います。

**Q 10 休日取得率は 1 週間や 4 週間で区切って計算するのか。**

A 10 この取組では週休 2 日定着のために 4 週 8 休、4 週 7 休、4 週 6 休という段階を設けていますが、休日取得率の算定においては、週、月といった単位に関係なく対象期間全体で算出します。

**Q 11 経費補正の方法は。**

A 11 発注者指定型については設計金額において経費を補正しているため、4 週 8 休達成による経費の割増補正は発生しません。4 週 8 休に満たない場合は、現場閉所の状況に応じて減額変更します。

受注者希望型については 4 週 6 休以上の休日を確保できた場合、休日取得状況に応じて経費を割増補正し、契約変更により対応します。

**Q 12 4 週 8 休を目指すのに、4 週 7 休、4 週 6 休を経費補正する理由は。**

A 12 最終的には 4 週 8 休以上による週休 2 日の取得を目指しつつも、週休 2 日の取得に取り組む受注者の施工体制等の実情を踏まえ、4 週 6 休以上の休工について、休日取得状況に応じた付加を設定することで、工事現場の週休 2 日の実現を推進します。

**Q 13 4 週 6 休以上を実施するとしていたが、4 週 7 休又は 4 週 8 休に変更することはできるか。**

また、4 週 8 休以上を実施するとしていたが、4 週 7 休又は 4 週 6 休に変更は可能か。

A 13 可能です。市監督職員と協議してください。補正係数は、対象期間中の現場閉所率にて最終的に判断します。

**Q 1 4 施工途中で週休 2 日の実施が困難となった場合、実施を取りやめることができるか。**

A 1 4 可能です。市監督職員と協議してください。

なお、実施できなかった場合（最終的に 4 週 6 休に満たない場合）は、発注者指定型については減額補正の対象となり、受注者希望型については割増補正の対象外となります。

**Q 1 5 週休 2 日が未達成となった場合のペナルティがあるか。**

A 1 5 ありません。発注者指定型については、最終的に 4 週 6 休に満たない場合は減額補正しますが、割増が無い通常の積算となりますので、通常より低い金額にはなりません（発注時に最も高い補正率で割増するため、通常の積算への減額となります。）。工事成績評定についても、週休 2 日の未達成による減点はありません。